

第 8 回建築基準制度部会後の委員意見について

工藤 委員 . . . p. 1

秋山 委員 . . . p. 2

久保田委員 . . . p. 4

南 委員 . . . p. 6

宮原 委員 . . . p. 7

向殿 委員 . . . p. 8

第8回部会資料に関するご意見

東洋大学建築学科教授

工藤和美

1、木造建築関連基準等のあり方の検討について①

(資料2)の2ページ

今後の検討の方向に加えていただきたい内容として二つ

○建築基準法第21条第2項では延床面積が3,000㎡を超える木造建築物の全部または一部とありますが、一部という定義を緩和できないか今後検討していただきたい。

理由：

1階をRC構造とし2階を木造とする建築は多く存在します、学校等の建築では音の問題からも床をRCで遮音したいという要望は高いのが実情です。現行法規ではRC面積を含めて木造の法規がかかってくるため、木材利用促進のうえでは阻害要因となっています。

(例) 1階3000㎡、2階3000㎡であれば、6000㎡の学校校舎の設計ができます。かなりの学校がこの範囲にカバーできると判断します。安全面でも、1階がRCであれば火災時の避難を考えた時より安全であると考えられます。平屋の場合も同じく。

○木造の防火区画関連法規の整理、新しい技術を判断する機関の設置等の検討

理由：

木造の防火区画基準が古く、且つ、あいまいであり木造以外で普通に使用している技術が使えない。より完全な区画と避難を実現できるにもかかわらず、その利用がさまざまに制限されている。合わせて、性能規定ではカバーできない事項に関して、旧法38条大臣認定的な総合的判断を下す方法を検討いただきたい。

資料 3 「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方についての検討」について意見

1. 構造計算適合性判定制度

1-1. 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制について

1. 2007 年の制度制定以降、運用実績を重ねた結果、確認審査と適判審査は相互に情報の交換や共有を行い、共同事前相談や平行審査等を活用することが合理的であることがわかってきました。現時点では、制度を実態に合わせて合理化し、遵法を促すべきであると考えます。
2. 指定構造計算適合性判定機関の指定が 1 機関、または業務範囲制限によって実質 1 機関の地域は計 17 道府県あります。申請者が機関を選択できること、適判処理期間のばらつきを軽減することを目的に、機関の複数指定、業務範囲の拡大、全国指定の機関の創設を検討すべきです。
3. 行政庁の確認審査において要員の質・量の確保が難しくなっています。適判は構造解析技術の進歩に伴って、高い知見と経験を積んだ者を審査に加える必要が求められるようになって設置された制度とも言えるはずです。しかし、高度な機械設備や電子機器、建築材料や新規構法が建物の中に取り込まれて行く中で、さらに建築確認審査の内容は多方面の知見を求めることとなります。専門性の高い部分の確認審査をどのように円滑に進めるかという視点が適判議論の中では必要であると考えます。
4. 建築基準法第三章の二に定める型式適合認定等は、標準化された建築や建築設備を繰り返し設計・生産するものについて専門性の高い認定機関による事前審査を行うことで、確認申請と審査の合理化を図る制度ですが、工業化住宅や立体駐車場など一部の利用を除いて広く使われていません。これは個別の物件に設計を最適化しようとする、認定取得すべきバリエーションが増大し、認定取得に要する費用と手間が大きくなるので、申請者側からすれば個別申請に比べてメリットが小さいからです。そこで、以下のような改善によって型式適合・製造者認証の仕組みに柔軟性を持たせ、制度活用を促進して設計者と建築主事等の両者の負担を軽減し、専門性の高い分野の確実な審査の実現を図ってはいかがでしょうか。
 - ① 一連の規定としてセットになっている複数の規定を、現場対応がしやすいように分解し選択できるようにすると、主事による審査部分と事前審査の部分をそれぞれ最適化することができる。たとえば構造、防火、建築設備、室内空気質対策といった規定単位で認定認証取得可能な仕組みが考えられる。

- ② 個々の現場への応用が容易になるように、事前審査で認める範囲や定義に弾力性を持たせる。
- ③ 認定認証の取得にかかる費用や期間を軽減する。

1-2. 構造計算適合性判定の対象について

- 5. 木造3階建てや鉄骨造3階建てなど小規模建築物の中には、軒高の違いにより構造計算適合性判定の対象になるものがあり、これらの建築物については審査期間が大幅に長くなっています(P8)。適判を避けるために不合理な設計を選択する場合も散見されます。ルート1対象建築物の軒高9m制限の見直しを検討すべきです。
- 6. 小規模な建築物におけるルート2計算は、求められる二次設計が定型化しており、建築主事が審査可能なものです。適判の対象から安全に除外できると考えます。

2. 建築確認制度の手続きについて

- 7. 構造の変更が部分的に留まる場合や、変更がより安全側であることが明白な場合は、計画変更手続きを要せず、軽微な変更の扱いとすることは合理的であると考えます。

7. 技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応について

- 8. 新しい構法や材料を採用しようとする、建築基準法の複数の条文に拘束されることが一般的ですが、それぞれに大臣認定を取得しようとするのが簡単ではありません。旧法第38条は、建物単位で総合的に認定されるものであり、新規な技術の適用が容易でした。このような弾力的な仕組みが必要です。

今後、性能規定化されていない技術的基準に適合しない新たな技術を円滑に導入できる仕組みを検討する旨、方向性が示されていますが、性能規定化されている技術的基準においても旧法第38条のように複数規定・複数条文を包括的に評価・認定できる仕組みを併せて検討すべきです。

以上

「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討」に関する意見

東京都都市整備局

市街地建築部長 久保田 浩二

1 構造計算適合性判定制度

1-1 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制

(いわゆるワンストップサービスについて)

第1回部会の事務局説明「第三者による法適合性のチェックという制度の趣旨」が、今後の検討の方向性では「第三者性を確保しつつ」に変質している。

国民から見て明白な第三者による複層的な審査を行うことで、建築物の構造安全性を確保し、エンドユーザーを保護するという社会的な要請は、現在でも変わることがないので、建築確認と構造計算適合性判定は別法人で行うべきである。

なお、地域によるサービス格差については、運用改善等が必要と考える。

1-2 構造計算適合性判定の対象

軒高9mを大きく超えない木造又は鉄骨造（地階を除く階数3階以下）の戸建住宅について、構造方法等に関する安全上必要な技術的基準が整備され、高度な構造計算が不要となれば、適合性判定の対象から除外することも可能と考える。

2 建築確認制度の手続き

(計画変更確認申請のあり方について)

テナントの決定に伴い、当該部分を仮使用する場合において、主要構造部に該当する間仕切りの位置の変更であっても、居室等の間取りに大幅な変更がなく、避難距離が変更前より短くなる場合など、法に適合すると容易に判断できる場合は、軽微な変更該当するとしてもよいと考える。

しかし、日影規制や天空率などの集団規定に関わる変更については、周辺環境に影響を及ぼすもので、かつ近隣住民に理解が得られず審査請求の原因となりかねないので、軽微な変更の対象とすべきでないと考える。

3 仮使用承認制度

工事中の部分を有する建築物が仮使用の建築物とは独立している場合や、通行上及び避難上支障がない外構のみが継続工事となる場合などの条件で、羈束的な判断が可能な審査基準を整備することにより、指定確認検査機関が仮使用承認を行うことは可能と考える。

しかし、不特定多数の人が利用する施設、特に24時間利用しているホテルや病院などのほか、営業しながら改修や増築を行うデパートなど用途や規模によっては、慎重な判断が必要であり、甚大な被害を防止するためにも、特定行政庁が仮使用承認を行うべきと考える。

4 昇降機の確認審査

(遊戯施設の確認審査・検査について)

遊戯施設の建築基準関係規定との適合を確認するために必要な専門的な知識や能力を有する職員がいない特定行政庁や指定確認検査機関においては、種類、形状及び動き方が日々多様化する遊戯施設の審査に苦慮しており、また、制御プログラムが用いられる等により高度化・複雑化している遊戯施設の一部の安全装置の性能について、審査が十分に行われていない状況にある。

さらに、近年の遊戯施設の事故は、コースターの車輪軸の折損や車輪の軸受ブロックの取付けボルトの破断など、疲労破壊に起因すると思われるものが発生している場合もあり、特定行政庁等による指導も期待できない。

このため、遊戯施設については、専門機関による確認審査・検査の実施に向けた検討を行う必要がある。

5 定期調査・定期検査報告制度及び維持保全

適正な定期調査・検査の確保のため、粗悪な検査を行った検査資格者に対する処分基準の検討を早急に行うことが必要である。

6 建築物の事故等に対する調査体制

現在、法第 12 条第 5 項の報告を求めることが可能な範囲は、所有者や管理者等までであり、特にエレベーター事故が度重なる現在、事故原因等を究明するためには、保守業者や機器の製造業者等に報告を求めることができるよう、早急に規定を見直すことが必要である。

7 技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応

旧 38 条認定を受けた建築物への増築等に伴い、排煙設備や防火区画など避難安全検証の条件に与える影響がないことが明らかであると大臣が認める場合などにおいて、旧認定対象部分に対して現行法を遡及適用させない緩和規定を追加すべきと考える。

資料3「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討」

1-1. 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制 P.2～ について

(1) 現状の課題として、「指定構造計算適合性判定機関の数が限られていて1機関に集中し、審査が遅れるなど円滑な審査に支障をきたすことがある。」と記載されているが、判定機関の数だけではなく、判定員が全国的にどのように分布しているのか情報があれば、ご提示いただきたい。一部の地方では、判定員の絶対数が少ないことが審査に影響しているのではないかと推察されるが、エビデンスがあれば今後の議論の参考とするため、ご提示いただきたい。

(2) 大規模で複雑な特殊建築物、高度な設計手法を用いた建築物の計画件数は、地方では多くなく、地方の判定員は、これまでの審査経験が乏しいことのため、そのような高度な判断を要する案件の処理に、より多くの時間を割くことになっているのではないか。そのような申請があった場合、他の案件の処理も、滞ることにつながっているのではないか。このように示すエビデンスがあれば、今後の議論の参考とするため、情報提供いただきたい。

もし上記のような事実があれば、構造計算適合性判定の審査体制の改善策の一つとして、非常に高度な技術的な判断を要する判定については、高度な技術的判断を要する審査の経験が豊富な機関において、都道府県の枠を超えて審査できるように制度を改善することにより、全体の事務処理の円滑化につながるのではないか。

以上、よろしく願いいたします。

「効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方の検討」について
（第8回部会（10月2日）「資料3」に関する意見）

前回までの部会において、構造適判機関の指定については全国指定のルートを創設して頂きたいとの共同意見を何度か出してきたところであるが（前回部会参考資料 P5 参照）、部会資料3の（P3）「委員の主な意見（論点整理）」においては「申請者が判定機関を選択できる制度とすべきという意見が多かった」とあるのみで、私たちの主張が反映されていないので論点整理に入れるようにして頂きたい。

前回部会参考資料「第1回から第7回までの部会の委員意見まとめ」（P5）

2-4 指定構造計算適合性判定機関

(1) 指定構造計算適合性判定機関

- 指定構造計算適合性判定機関については都道府県知事が指定することになっているが、全国的な基準で国土交通大臣が指定を行うことも可能な制度を検討すべき

申請者が適判機関を選べるようにするのも良い方法であるが、特に複雑・大規模な建築物等の場合を想定して、高い技術力を持った審査委員を一定数確保した適判機関を国土交通大臣が指定し、その中から全国の知事が選べるようにして頂きたい（その際に申請者の希望が入れられるようにすれば更に良い）。

そのようにすることで構造計算適合性判定の質の向上が期待できるものと考えている。

「昇降機の確認審査」についての意見

向殿政男

1. 昇降機、エスカレータ、遊技施設そのものは、基本的には機械類であり、最近は複雑さを増しているため、その技術的な安全性を建築主事等に審査させるのは現実には難しい。機械類としての技術的な安全性は、機械・電気の専門知識のある人間や機関が審査し、建築物内における配置や設置に関してのみ、建築主事等に任せる形が望ましい。

2. 昇降機等は、技術的な安全基準と共に、保守点検の両方で安全が確保される構造になっている。定期検査に関しては、検査資格を有する人間が行うことになっているが、現実のほとんどの昇降機は契約を結んで保守・点検が行われている。保守・点検に関しては、資格要件はない。少なくとも、担当昇降機に対する保守点検の資格を設定し、認定された資格者が主として保守点検をしてはならないとすべきである。

3. 既存不適格な昇降機に関しては、年限を決めて最新の基準に従うようにすることが望ましい。それができない場合には、新しい安全基準ができる度に、この昇降機は何年基準に従っており、どのような安全装置が付き、どのような安全装置が付いていないかをエレベータごとに表示をして、利用者が所有者に対して、最新の安全基準に従うように働きかける動機付けとすることが望ましい。

4. 現在の建築基準法における昇降機の技術基準は、非常に複雑になっており、かつ、国際的な基準に則っているとは思えないところがある。将来的な課題として、建築基準法では、性能規定としての要求基準を明確にすることと、具体的な仕様基準等は、ISO・IEC規格に整合化したJIS規格に任せて、「JIS規格に則ること」とするだけで十分な体系にすることが望ましい。